

熊本県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年（2023年）6月1日から8月24日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事、熊本県議会議長、熊本県教育長及び熊本県公安委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年（2024年）2月22日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	緒方勇二
同	橋口海平

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
<p>総務部 私学振興課</p>	<p>（個人情報の取扱いについて） 誤ったファクシミリ番号を伝えたため、外部に誤送信され、秘匿性の高い生徒の個人情報が漏れいしている。 個人情報保護関連法令等に基づき、個人情報の適切な管理を行うこと。</p>	<p>個人情報を含む文書のメール・FAXによる授受を行う場合は、相手方が文書の送信に先立ち、空メール・FAXを送信し、送信結果を確認したうえで本文書を送信いただくようにした。併せて、所属職員に対し、個人情報の適正な取扱いについて注意喚起を行うとともに、情報セキュリティ意識の高揚を図った。</p>
<p>農林水産部 流通アグリビジネス課</p>	<p>（交付金の事務処理について） 交付金の事務処理について、次の課題がある。 (1) 事業完了年度（平成30年度）に実績報告し、交付金を受け入れているにも関わらず、誤って翌年度繰越分として再度実績報告を行ったため、二重に交付を受けている。 (2) 過大に受け入れた交付金の一部について、他の事業に誤って充当している。 関係規程等に基づき、適正な処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底するなど、再発防止策を講じること。</p>	<p>本事案は、課内での職員の繰越事業に対する理解不足、業務引継ぎの不足、組織的チェックの不足が原因であることから、次の再発防止策に取り組んでいる。 (1) 当年・繰越事業の複数年の執行状況に係る補助金事務チェックシート作成やリスク評価シートへの留意事項の追記により、組織的なチェック体制を強化・徹底。 (2) 交付金事業の適正実施や知識習得のための研修会を実施。今後も継続して実施。</p>

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
農林水産部 農地・担い手支援課	<p>(債権の管理について)</p> <p>新規就農者に補助金を交付する農業次世代人材投資事業について、就農継続期間等の把握が遅れ、離農後の資金返還手続を行っておらず、新たに未収金が発生している。</p> <p>債権管理を適正に行い、未収金の回収に努めること。</p>	<p>就農継続期間等、営農状況の確認については、事案発生後直ちに、就農の有無や営農実績等が一目で分かる交付対象者リストを整備し、営農状況の確認に漏れがないよう徹底している。</p> <p>未収金の回収については、滞納者は、本件以外にも複数の債務を抱えていることから、本人の意向も踏まえ、関係機関と連携して分納による未収金回収の取組を進めている。</p>
農林水産部 農地整備課	<p>(職員による不適切な事務処理について)</p> <p>補助金の事務処理について、次の課題がある。</p> <p>(1) A市に対する割当内示の通知を怠ったほか、同市からの交付申請書を自ら作成し、交付決定を行っている。</p> <p>(2) B市からの変更交付申請を受け、決裁を経ないまま決定通知書を作成し送付している。また、C町に対する割当内示及び交付決定について、決裁を経ないまま行っている。</p> <p>(3) 集計ミスにより国への概算払請求を過大に行い、後で補助金を返還している。さらにその後の変更申請額を誤っている。</p> <p>県庁処務規程及び補助金等交付規則等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>本事案は、担当職員が事務処理の遅れを気にするあまり、形式を整えようとしたことが主な原因と考えているところであり、再発防止に向けて、令和4年度末から以下のとおり取組を進めている。</p> <p>(1) 職員の意識高揚</p> <p>職員一人一人が常に県職員としての自覚を持って行動し、自らを振り返ることができるよう、公務員倫理に係る研修を実施し、意識高揚を図ることとした。</p> <p>(2) 事務処理懈怠の未然防止</p> <p>事務処理懈怠の未然防止を図るため、下記のとおり進捗状況等の共有を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週、班例会を開催し、各班員の業務の進捗状況、課題、処理方針を共有。 ・文書のやり取りについては、補助事業者と直接行わず、広域本部(地域振興局)を経由することで、出先とも業務の進捗状況を共有。 ・本庁・出先担当者が補助金事務に係るメールを送信する際は、本庁・出先担当班長にも同報メールを送信することとし、進捗状況、課題等を共有。 ・担当者会議において、補助金事務の年間スケジュールを説明し、出先機関や補助事業者と共有。

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
農林水産部 農地整備課		<p>(3) 組織的な確認体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁時に申請書等の提出に係るメールを印刷、添付するとともに、進捗状況チェックリストを添付し、事務処理の漏れについて組織的に確認する体制を構築した。 ・ 概算払や補助金申請等の集計に当たっては、担当者及び担当班長によるダブルチェックを徹底することとした。
土木部 河川課	<p>(各種団体の管理業務について)</p> <p>所属で事務局を担っている2団体の管理事務について、令和3年度(2021年度)以降、必要な役員改選、理事会開催等を行っていない。</p> <p>団体の定款、規約に基づき、適正な事務処理を行うよう指導すること。</p>	<p>一般財団法人白川水源地域対策基金については、役員選任及び登記並びに決算など一連の手続が7月中旬までに完了した。また財団の是正対応を受けて、同財団の経営状況説明書類を改めて作成の上、令和5年9月定例県議会に提出し、訂正報告を行った。</p> <p>熊本県河川海岸防災協会については、新役員選任のための総会等を実施し、決算監査を実施した。</p> <p>再発防止策として、事務局内で実際に事務を担当する職員を複数置き、相互に補完し、チェックできる事務処理体制とした。</p>
教育委員会 体育保健課	<p>(財産の管理瑕疵について)</p> <p>県民総合運動公園陸上競技場の天井板が落下し、来場者が負傷する事故が発生している。</p> <p>安全点検を行うなど、財産管理を適切に行うこと。</p>	<p>令和5年5月14日の事故発生翌日に現地確認を行い、今回落下した箇所以外にも類似の状態の天井板を確認したため、一時的に危険箇所の利用停止や周辺区域への立入規制を実施したうえで、5月18日から天井板の緊急撤去に着手し、6月26日に完了した。</p> <p>また、専門業者による調査の結果、事故発生の主な原因は雨漏りであることが判明したため、防水工事を現在実施中(令和6年3月中に完了予定)。</p>

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
議会事務局	<p>(需用費等の支払遅延について)</p> <p>昨年度支払遅延があり、チェック体制を見直したにも関わらず、同一年度内に、年間購読料及び切手購入料について、代金を請求日から15日以内に支払うべきところ、15日を過ぎて支払っているものがある。</p> <p>支払手続においては、組織的なチェックを更に徹底し、支払遅延の防止に努めること。</p>	<p>今後は、班長が毎日、執行状況を確認するとともに、週のはじめには班員が担当している支払状況を班長に報告を行う。さらに、審議員以下、総務班全員で管理表をもとに未払状況等の確認を行うことで支払遅延を防ぐ。</p> <p>加えて、局議等において、適正経理事務の注意喚起を行うとともに、積極的に会計事務に関する研修を受講するなどにより、組織として適正な会計事務処理への意識を高めていく。</p>
警察本部 監察課	<p>(職員の交通法規違反について)</p> <p>私用中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>本件を踏まえ、これまで行ってきた飲酒会合場所への車両持込みの原則禁止、飲酒の機会が増える時期を捉えた注意喚起文の発出、朝礼等集合教養の機会を通じた指導教養等の取組に加え、</p> <p>(1) 非違事案防止の徹底に関する通達による再発防止の指示</p> <p>(2) 飲酒運転根絶のための通達の改正</p> <p>(3) 飲酒運転防止の意識啓発を促すための教養資料の発出</p> <p>(4) 職員が使用するパソコンへの啓発文の掲示等、指導</p> <p>教養の再徹底、飲酒運転防止に関する内部規定の改正、職員の意識啓発等を推進し、再発防止に取り組んでいる。</p>

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
警察本部 運転免許課	<p>(財産の管理瑕疵について)</p> <p>運転免許センター駐車場において、突風により植込みの樹木が倒れ、駐車場を走行中の車両及び駐車中の車両を毀損し、損害賠償を行っている。</p> <p>安全点検を行うなど、財産管理を適切に行うこと。</p>	<p>本件を踏まえ、現在までに倒木のリスクが高いと判断した高木については伐採を行った。</p> <p>また、今回倒れた樹木は、外見上特段の異状はなかったものの幹の内部に腐食が認められていることから、事案発生以降の職員による目視点検の際には、見た目の枯れ具合だけではなく、表皮の状態や寄生物の有無等にまで留意した確認を行うとともに、樹木管理業務の委託契約において、倒木被害防止のための報告項目を新たに明記した。</p> <p>これらの取組を確実に実施し、再発防止に努める。</p>

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの